

質問回答書

業務名 西条市学校給食費管理システム導入業務

(令和8年6月23日回答)

No.	該当項目	質問内容	回答
1	給食費の無償化	給食費の無償化について、小学校のみを対象とし、中学校および教職員は有償での管理を行うという認識でよろしいでしょうか。 また上記認識が正しい場合、小学校において基準額を超過する想定はありますでしょうか。超過が発生する場合、保護者徴収の有無についてご教示ください。	本市では令和8年度、小学校・中学校ともに国の補助金を活用して給食費の無償化を実施しておりますが、令和9年度以降の無償化の取扱いは未定です。 現時点では、小学校については無償化を基本とする可能性がある一方で、基準額を超過した場合には、その超過分について保護者に一部負担を求める場合があります。また、令和9年度以降の制度内容によっては、有償での運用もあり得ます。 中学校については、無償化、一部徴収、全額徴収のいずれも想定しています。教職員については徴収を行う予定です。提案に当たっては、これらの運用に対応可能なシステムをご提案ください。
2	実施要領>6 提案書等の提出>(2) 提案書等について> ⑩提案書 P5	提案書について、「日本産業規格（JIS）A4 判横書きとし、30 ページ以内で作成すること。」とありますが、ページ数には表紙および目次は含まず、本文のみ 30 ページ以内という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、表紙及び目次を除く本文を 30 ページ以内で作成してください。
3	仕様書>9. 他システムとのデータ連携	他システムとのデータ連携に関して、学齢簿システムや、生活保護システムの標準化の状況をご	学齢簿システム・生活保護システムは標準準拠システムへ移行済となります。

	P11	教示ください。	
4	仕様書＞5. システムの基本要件＞(オ) システムのセキュリティ対策＞⑥ アクセス制限と物理的セキュリティ対策 ・アクセス先の限定又は利用環境の構築 P7	「特定のシステム(本システムの特定 URL 等)にしか接続できないよう、端末やネットワーク側で通信先を制限する等の対策を行う」と指示されていますが、給食センターの業務端末が、本システム以外は利用出来なくなることは、業務上問題ないのでしょうか？(給食システム専用になる認識)。上記の制限を設ける設定を、既存の保守業者が実施するのではなく、本システムの受注者が実施することについて、既存の保守業者様の承諾を得られているとの理解で宜しいのでしょうか？ 接続制限設定を実施する検討を実施するため、西条市様側で接続制限を実施するためのフィルタリングシステム、セキュリティ管理ソフト等の情報開示をお願い致します。	給食センターの業務端末又は RDS 環境は、本システム専用ではなく他業務との併用が可能です。具体的な接続制限の設定については、受注者が単独で行うのではなく、市を通じて既存のネットワーク保守業者と連携・協議のうえで実施していただきます。そのため、検討に必要な市のフィルタリングシステム等の環境情報を開示するとともに、本システム導入に伴う具体的な制限設定の徹底方法については、当市ネットワーク保守業者と打ち合わせのうえ決定していただきます。なお参考として、既存ネットワークの設定変更に必要な費用は約 43 万円程度を想定しておりますが、これはあくまで参考値であり、実際の費用を確約するものではありません。
5	仕様書＞5. システムの基本要件＞(オ) システムのセキュリティ対策＞⑥ アクセス制限と物理的セキュリティ対策 ・アクセス先の限定又は利用環境の構築・物理的持ち出しの制限 P7	利用する端末においては、許可されていない USB 等の外部記憶メディアの利用を不可とする設定を徹底することと指示されておりますが、本システムで利用を想定されている本庁および給食センター等の既存端末には、外部記憶メディアの持ち出し制限の設定がされていないということでしょうか？また、外部記憶メディアの持ち出し制限の設定を行う、既存の資産管理システムは何をお使いなのか情報開示をしていただくようお願い致します。	既存端末においては許可されていない外部記憶メディアの利用をすでに制限しておりますが、口座振替等のシステム間連携や印刷委託等で不可欠となるデータの移動に際しては、権限管理による情報利用者の制限や個人情報保護が確保できる専門のセキュリティ配送サービスの利用といった仕様書記載の安全確保策を遵守していただく前提で、本システム導入に伴う具体的な制限設定の徹底方法については、当市ネットワーク保守業者と打ち合わせのうえ決定していただきます。

6	仕様書＞4. 業務の範囲＞(ア) 構築業務 ⑦ 口座情報登録作業 P5	口座情報登録作業について、登録対象となる件数は、何件（人）を想定されますでしょうか？完全無償化をされている場合、口座登録の対象とならないと思われますので、想定されている件数を教えて頂くようお願い致します。	本市では、令和8年度は国の補助金を活用し、小学校及び中学校の給食費無償化を実施していますが、令和9年度以降の取扱いは未定です。 このため、口座情報登録作業の対象件数は、今後の制度変更の可能性を考慮し、現時点では小学校及び中学校の全児童生徒数 7,318 名を想定しております。 なお、実際の登録対象件数は、今後の制度内容及び運用方法により変動する場合があります。
7	機能要件（別紙1）機能要件書（機能一覧）＞No. 256	債権移管となった債権については、給食費管理システム内において「債権移管済」と判別できる形に更新され、通常の前納額（督促対象）からは除外されるような処理が可能であるという理解でよろしいでしょうか。	債権移管となった債権については、通常の前納額と識別できる形で表示・管理できることを想定しています。 また、通常の前納額と債権移管分を区分して処理できることを想定しています。
8	機能要件（別紙1）機能要件書（機能一覧）＞No. 165、166	精算処理について確認させてください。 本処理の目的は、「徴収済額」との比較ではなく、「前納額（集金予定額）」との比較によって最終的な精算月の精算額を算出すること、と理解していますが認識に齟齬がございますでしょうか。なお、この場合、精算月以前の未納分については、精算月の精算額には含めず、別途「前納額」として管理・催告を行う想定ですが、こちらの認識に齟齬はございませんでしょうか。	精算処理については、収納状況や請求・前納時期を踏まえ、前納確定額との比較により精算額を算出するものと理解して差し支えありません。 また、精算月以前の未納分は精算額に含めず、前納額として別途管理する想定です。 なお、転出者の精算は基本的に口座振替を想定していますが、徴収済額での精算が可能であれば望ましいと考えております。

※掲載順については、提出順とさせて頂いております。